

## 我が国の年金制度と年金改革

日時： 平成 16 年 11 月 25 日（金） 18:30～20:30

講師： 矢野 朝水氏  
厚生年金基金連合会専務理事

### 一、講師紹介

宮崎県出身 昭和 44 年京都大学法学部卒 厚生省入省 平成 8 年から 13 年まで厚生労働省年金局長を勤めた後現職に就任。年金行政の中心で長い経験を有している。

### 二、テーマ

近年のマスコミの年金批判は無責任で大きな誤りと偏見がある。実態をおさえず感情的である。日本を支える大きな存在を冷静に見てほしい。今後の日本社会のために年金を守ってゆかねばならない。年金の実体を明らかにし、年金批判に答えてゆく。

### 三、年金の必要性

#### 1、年金を必要とする時代

高度成長以前の日本は、多くの人が農業や家業を営み、定年がなく、三世同居のため家族の協力で老後を送れたが、近年は定年があるサラリーマン社会になり、少子高齢化、核家族化がすすみ、老人だけの世帯が多くなり、年金が老後生活に不可欠な時代になっている。

#### 2、公的年金の重要性

公的年金は日本国内では次のように大きな存在になり、日本の社会経済を支えている。

①公的年金加入者	7.000 万人	
②公的年金の受給者、待機者	3.000 万人	国民の 4.3 人に 1 人。
③公的年金の年金給付総額	4 2 兆円	高齢者世帯の 6 割は年金だけが収入。
④公的年金の保険料総額	2 7 兆円	
⑤公的年金への国庫負担	6 兆円	

### 四、年金の仕組み

#### 1、公的年金と私的年金の種類

##### (1) 公的年金

##### ①国民年金 7.000 万人

第 1 号被保険者（自営業者、学生） 2200 万人 保険料月額 13.300 円

第 2 号被保険者（民間サラリーマン、公務員） 3.700 万人

第 3 号被保険者（サラリーマンの専業主婦） 1.100 万人 保険料負担なし

②厚生年金（民間のサラリーマン） 3.200 万人 保険料=月収+ボーナスの

13.934%

③共済年金（国家公務員、地方公務員、私立学校教職員） 500万人

## (2) 私的年金

①確定給付型年金 年金額があらかじめ一定の数式や金額で定められている。

厚生年金基金（民間サラリーマン） 660万人

税制適格年金（民間サラリーマン） 770万人

確定給付企業年金（民間サラリーマン） 850件

②確定拠出型年金 掛け金を個人の指図で運用。運用結果で事後的に年金額が決まる。

企業型（民間サラリーマン） 101万人

個人型（自衛業者、会社に企業年金がないサラリーマン） 4万人

## 2、 公的年金と私的年金の仕組みの差

公的年金	私的年金
国が運営主体	民間の企業年金・個人年金
社会保障（助け合い）	自助努力
強制加入	任意加入
終身年金（生涯受給できる）	有期年金（一定期間受給）
物価スライド、賃金スライドあり	物価スライド、賃金スライドなし
賦課方式（年金給付はその時の加入者を の保険料で賄う）	積立方式（将来の年金給付に必要な原資 あらかじめ積み立てる）
運用収入は給付費の1~2割 （運用環境の影響は受けにくい）	運用収入は給付費（運用が最大問題）
人口構成の変化が制度運営の最大問題	人口構成の変化を受けにくい

## 3、 年金の受給

①年金は請求しないともらえない。（請求主義）

②公的年金制度に通算して25年以上の加入が必要。年数不足の時は国民年金、厚生年金に任意加入。

③国民年金（基礎年金）の受給は65歳から。ただし、60歳~70歳に繰上げ、繰下げ給付が可能。

④公的年金は原則として1つしか受給できない。

## 4 年金額

①国民年金（基礎年金） 40年加入で月額6.6万円。

②厚生年金（65歳から） 加入期間や在職中の給与に比例する。

③在職老齢年金 働いていると年金+給与に応じて年金が減額される。

## 五、 年金の歴史

### 1、 主な変化

①明治初期に軍人、官吏、教職員、警察官等を対象に恩給制度として始まる。

- ②明治末年から、現業に携わる公務員に対し「共済制度」が創設される。
- ③昭和17年、民間の労働者を対象とする「厚生年金」が創設される。
- ④昭和34年、農業、自営業者対象の「国民年金」が創設され、国民皆保険になる。
- ⑤昭和40年代に3回の改正で、物価スライド、賃金スライドが導入され飛躍的に給付改善された。

保険料の引き上げは反対が強く、当時、受給者が少ないこともあり段階的に引き上げる方式をとる。

- ⑥昭和60年以降少子高齢化に対応して給付削減（給付率引下げ、給付開始年齢引上げ、スライド方式見直し）国民年金の財政安定化（基礎年金の導入）を行う。

2、内容の複雑化 保険料の引き上げや給付削減は常に反対が多く、国会で揉めることが多い。結果として段階的に処理することが多い。このことが制度を複雑にしている。

## 六、日本の年金の特徴（国際比較）

### 1、国民皆保険

サラリーマンの他に農業、自営業者、学生も強制加入により国民皆保険の制度を採っている。外国はサラリーマン中心で、皆保険は少ない。日本は平等性、同質性が重視され国際的にみて優れている。

### 2、公的年金中心

日本はヨーロッパ大陸諸国と同様に公的年金で老後生活の殆どを賄う。米国、カナダは企業年金、個人年金と併せて老後保障をしていて国民の自己責任に重心を置いている。

### 3、保険料に比べて年金給付水準が高い。

アメリカ並みの低い保険料で、ドイツ並みの高い年金給付をしていて国際的に優れている。これは今までの日本では相対的に受給者が少なく、加入期間が短いため、低い保険料で賄えた。今後は、少子高齢化時代に進んでいるので、受給者の増加に対応し、保険料の引上げ、給付の削減が必要になる。

## 七、年金改革

### 1、必要性

	(2000年)	→	(2050年)
①少子高齢化の進行 出生率	1.36		1.39
②平均寿命の伸び	男子		78年
	女子		85年
③高齢化率（65歳以上人口）	17.4%		35.7%

④経済の低成長 人口減 労働力人口減。

⑤女性の社会進出、雇用形態の多様化、離婚の増加。

⑥現行制度を維持すれば、厚生年金の保険料を年収の13.58%を25.9%に引き上げ、国民年金保険料13,300円を29,500円に引き上げることになる。大幅増加になり、負担に堪えられなくなる。

## 2、平成16年改正の概要 目的は年金制度の安定性、持続力の向上

- ①基礎年金の国庫負担率を3分の1から2分の1への段階的引き上げ。(単年度2.7兆円必要)
- ②保険料の引き上げと上限の固定。  
厚生年金 2004年10月から毎年0.354%ずつ引き上げ、2017年以降18.30%で固定。  
国民年金 2005年4月から毎年月額280円引き上げ2017年以降16,900円で固定。
- ③マクロ経済スライドの導入。(保険料負担能力の低下や寿命の伸びを年金額に反映)
- ④モデル世帯の年金水準は現役世代の平均収入の50%を確保。
- ⑤在職老齢年金制度の見直し(60才~64才で収入ある場合年金額の一律2割カット廃止。70才以上で収入がある場合、給与に応じて年金減額。)
- ⑥離婚時には配偶者の同意や裁判所の決定で厚生年金の分割を認める。(2分の1を限度)

## 3、今後の改革案の問題点

### ①基礎年金を全額消費税で賄う。(財界の主張)

消費税で負担されるから国民年金の未納、未加入問題が解決する。しかし、誰でも一定の年齢に達すれば年金がもらえるやり方は、自立自助の精神を失わせる。年金のため消費税10%相当が必要になる。そのため所得制限や年金給付額の大幅な引き下げがなされることになる。また、法人は現在負担している保険料を免れて良いが、サラリーマンは保険料と消費税を負担することになり不公平である。

②自営業者を含め国民全てを厚生年金に加入させ、保険料は税金と一緒に徴収する。(民主党の主張)

所得の正確な把握のため納税者番号制度を導入する必要があるが、それでも自営業者の所得の把握は困難であろう。負担せず受給する人が多くなり、サラリーマンとの不公平が生ずる。

## 八、国民年金未納、未加入問題

### 1、国民年金第1号被保険者2,200万人のうち、未納者327万人、免除者376万人

学生納付特例者148万人。未加入者63万人

2、本人が自発的に申請手続きしないと制度に加入できない。勸奨活動をもっと細やかにすべきであったと反省している。未納、未加入者は年金を受給できないので、長い目で見れば年金財政上影響ない。ただし、年金不信を招き、将来の生活保護受給者を増やすなどの問題がある。

3、近年の未納、未加入の増加は、次のような日本社会の変貌と無関係ではない。

①高度成長時代 一億総中流、完全雇用、平等志向、公的制度に対する信頼、安全な社会

②平成不況時代 長期不況、所得格差拡大、失業やフリーター増加、転職増加、公的制度への不信

4、未納者から強制的に徴収することは事実上困難で、決定的な決め手はない。社会保険庁と税務署

の統合で解決する意見があるが、幻想である。自営業者の納税者は2割程度といわれている。

## 九、保険料の流用問題

### 1、年金給付以外に使われた保険料

加入期間が長く、メリットが見えない為、「現役加入者にも年金の恩恵を」という与野党や労働組合からの強い要請に応え、次のような福祉事業を実施した。社会的ニーズの変化により目的を達したと考え、私が局長の時に廃止した。（使用額 5.6 兆円は保険料総額 370 兆円の 1.5%に相当）

年金住宅融資	1.9 兆円	年金福祉施設・病院	1.4 兆円
グリーンピア	0.3 兆円	年金事務費	1.6 兆円
財政構造改革法	0.4 兆円	計	5.6 兆円

年金還元の住宅融資が社会に貢献したことも事実である。グリーンピアも地域社会の要請によるもので、多くの利用者が過去にはあり、喜ばれた時期がある。功の部分も見てほしい。

### 2、年金事務費

原則は一般経費（税）だが、年金業務の効率化のためオンライン化（昭和 55 年以降）に使用した。

財政構造改革法（平成 10 年以降）により大蔵省の要請でやむなく保険料の使用をさせられた。

平成 16 年度予算、事務費 4.600 億円、うち一般財源 1.700 億円、保険料財源 2.900 億円

## 十、講師の主張

### 1、世界の潮流

日本は国際的にみて保険料が最も安く、給付は高い制度をとってきた所に無理がある。給付と負担の均衡をはかる辻褃合わせの改革を徐々にせざるをえない。世界の先進国はどこでも年金問題に苦しんでいる。

### 2、政争の具

給付と負担の均衡問題は常に政争に巻き込まれ混乱してきた。議員は個人的に説明する時は良く理解して下さるが、政党の立場に立つと人が変わってしまう。マスコミは役人を悪者にし、国民の不信感を作り出している。年金は貰ってみて初めてその良さが分かるものである。受給者の声がマスコミに出ないのが残念だ。未納問題は役人の対応に問題があったが、社会保険庁長官が民間人変わり、徴収を民間委託する案が検討されている。

### 3、魔法の杖はない

国民の長期的な福祉に関係する重要な問題で、抜本的な改革は混乱を生じるので、いつでも辻褃合わせで地道な道を行くしかない。経済不安がなければ年金不安はない。

## 十一 ライターの感想

熱心な説明で、役人の苦労も分かり、解決の難しい問題であることが分かった。早く国民に信頼されるようになってもらいたいものだ。

（ 文責 一 榎本）

[月例会報告目次へ](#) [NMCトップへ](#)